〔しずぎん為替特約付外貨定期預金(エンジェルプラン)〕

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>1.商品名(愛称)</td><td>しずぎん為替特約付外貨定期預金（愛称：エンジェルプラン）</td></tr>
<tr><td>2.販売対象</td><td>満 20 歳以上 75 歳未満の個人および法人のお客さま(ただし非居住者の方は除きます)。</td></tr>
<tr><td>3.発行形態</td><td>証書方式のみのお取り扱いとなります。</td></tr>
<tr><td>4.取扱通貨</td><td>米ドル、ユーロ、オーストラリアドル
（ただし、預入時は円対価でのお預け入れのみとします）。</td></tr>
<tr><td>5.預入金額</td><td>１回あたり１百万円相当外貨額以上（１円単位）
（預入外貨額は預入日仲値相場にて確定させていただきます）</td></tr>
<tr><td>6.預入期間</td><td>原則として３ヵ月としますが、募集時に個別に決定します（自動継続はいたしません）。</td></tr>
<tr><td>7.手数料</td><td>外貨預金のお預け入れおよびお引き出しには手数料がかかります(手数料に消費税はかかりません)。
<table>
<tr><th></th><th>お預入れ
お引出し方法</th><th>手数料</th></tr>
<tr><td>お預入れ</td><td>円の現金での
〈お預け入れ〉
円預金からの
〈お振り替え〉</td><td>手数料はございません。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">お引出し</td><td>円の現金での
〈お引き出し〉</td><td rowspan="2">＜円貨払戻しとなり、ご指定の円預金口座からのお引き出しの場合＞
手数料はございません。
＜外貨払戻しとなり、ご指定の外貨預金口座からのお引き出しの場合＞
為替手数料(１米ドルあたり１円、１ユーロあたり１円５０銭、１オーストラリアドルあたり２円５０銭)を含んだ為替相場である当行所定のＴＴＢレートで外貨を円に交換します。</td></tr>
<tr><td>円預金への
〈お振り替え〉</td></tr>
<tr><td>外貨現金での
〈お引き出し〉</td><td>＜外貨払戻しとなり、ご指定の外貨預金口座からのお引き出しの場合＞
１米ドルあたり１円５０銭(最低５００円)
１ユーロあたり６円(最低５００円)
１オーストラリアドルあたり８円(最低５００円)</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>8.販売方法</td><td>本預金はお預け入れ日および募集期間を予め定める募集形式とします。</td></tr>
<tr><td>9.約定日</td><td>お預け入れ日当日とします。</td></tr>
<tr><td>10.満期時の払戻し
(1)円貨払戻

(2)外貨払戻</td><td>本預金の元利金は満期時に次のいずれかによって払戻します。
満期日の 2 営業日前の東京時間午後 3 時の為替相場（以下、判定日為替相場といいます）が、預入時に定めたノックアウトレート※より円安となった場合には、特約レート(＝預入日仲値)で円貨に転換し払戻します。
※ノックアウトレート：満期日の払戻通貨を決定する為替レートで、預入日に決定します。
判定日為替相場が、お預け入れ時に定めたノックアウトレートと同値あるいはそれ以上の円高となった場合には、外貨（お預け入れ通貨建）のまま払戻します。</td></tr>
<tr><td>11.為替特約消失ﾚｰﾄ
（ﾉｯｸｱｳﾄﾚｰﾄ）</td><td>お預け入れ日に決定します（預入日仲値より円高の水準に設定します）。</td></tr>
<tr><td>12.為替特約消失ﾚｰﾄ（ﾉｯｸｱｳﾄﾚｰﾄ）到達の判定</td><td>満期日 2 営業日前の東京時間午後 3 時の為替相場により判定します。</td></tr>
<tr><td>13. 適用為替相場
(1)預入時
(2)円貨払戻し時
(3)外貨払戻し時</td><td>
預入日仲値（当初設定時は為替売買手数料はいただきません）
円貨払戻しとなった場合は、特約レート（＝預入日仲値）を適用します。
外貨払戻しとなった資金を満期日以降に円貨に転換する場合は、市場実勢に応じた相場を適用します（その際、為替手数料を申し受けます）。</td></tr>
<tr><td>14. 利息
(1)適用利率
(2)利払頻度
(3)計算方法</td><td>
市場金利の動向に応じて決定します（お預け入れ日の利率が満期日まで適用される固定金利）。
満期日に一括してお支払いします。
付利単位を通貨単位(米ドルの場合１ドル・ユーロの場合１ユーロ・オーストラリアドルの場合１オーストラリアドル)とし、１年を 365 日とした日割計算により算出します。
(次頁へ続く)</td></tr>
</table>

平成２８年１月４日現在
静　岡　銀　行

〔しずぎん為替特約付外貨定期預金(エンジェルプラン)〕

項　　目	内　　容
(4)課税方法 (5)金利情報の入手方法	①利息 A.個人の場合：20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の源泉分離課税 （マル優のお取り扱いはできません） B.法人の場合：15.315%（国税）が源泉徴収されます ②為替差益・差損 A.個人の場合：為替差益は雑所得として確定申告が必要となります。ただし、年収 2,000 万円以下の給与所得者で、給与所得・退職所得以外の他の所得と為替差益を含めた額が、年間 20 万円以下の場合は申告不要です。為替差損は他に雑所得がある場合、雑所得の範囲内に限り差引計算ができます。 B.法人の場合：為替差益・差損とも営業外損益として法人税確定申告に含まれます。 金利については窓口にお問い合わせください。
15.満期時の取り扱い	満期日に元利金をご指定の口座に入金します（自動継続のお取り扱いはできません）。
16.重要事項について	①　この預金は預金保険の対象外となります。 ②　この預金は外貨建の商品です。判定日為替相場が為替特約消失レート（ノックアウトレート）以上の円高となり、特約が消失した場合は米ドル、ユーロまたはオーストラリアドル定期預金のまま満期を迎えますが、その場合には為替相場の動向によっては円ベースで元本割れとなる可能性があります。 ③　米ドル、ユーロまたはオーストラリアドル定期預金のまま満期を迎えたときは、当初預入通貨建の外貨普通預金に入金します。 ④　この預金は原則として満期日前に解約することはできません。ただし、やむを得ず満期日前に解約する場合は、解約日の当該通貨の普通預金利率を適用し、外貨で元利金をお支払いします。また、別途市場情勢に応じた手数料(違約金)がかかる場合があります。中途解約時点で、当行はその契約上の地位(すなわち預金契約の権利・義務)を失うことになり、その地位に伴う経済的利益を失うことによる損害を負うことになります。この場合、当行は中途解約時点でこの預金と同条件の代替の契約を市場(外国為替市場、資金市場、通貨オプション市場)にて締結するか、または締結すると仮定した場合に必要となる金額(再構築コスト)を、実勢相場に基づいて算出し、違約金としてお客さまにご負担いただきます。このように、違約金の計算には、中途解約時点での市場実勢相場を使用するため、お申し込み時点で違約金をお示しすることはできません。 中途解約を行う場合には、預入日から中途解約日の前日までの日数、および預金通貨と同じ通貨の外貨普通預金の利率によって利息を計算し、この預金の元本とともにお支払いします。このため、違約金が利息を上回る場合には、お受取金額が当初預金元本を下回る可能性があります。 ⑤　外国為替市場が閉鎖された時には取引ができないことがあります。また外国為替市場の急激な変動により取引を一時中断させていただく場合があります。
17.その他参考となる事項	①　満期日２営業日前までは為替予約の締結はできません（満期日に外貨で払戻されることが決まってからのみ為替予約の締結が可能です。ただし、為替予約は店頭でのお取り扱いに限らせていただきます）。 ②　この預金は一定範囲内の円高リスク回避が可能ですが、為替相場が円安に進行しても、円安による為替差益メリットは享受できません。 ③　この預金は、譲渡または質入れすることはできません。 ④　預入日までの市場環境の変化や募集状況によっては、本定期預金の取扱いを中止する場合がございます。 ⑤　通貨・タイプを分散して預入しても、相場動向によってはリスク分散とならない場合がございます。
18.当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 ①連絡先　全国銀行協会相談室 ②電話番号　0570－017109　または　03－5252－3772

商号等　株式会社静岡銀行　登録金融機関　東海財務局長(登金)第 5 号